

◇児童生徒等定期健康診断実施にあたっての留意点 ◇

◆ 全般における留意点

- 児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員が事前の手洗いや咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。
- 3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けたり、開始時間をずらすなどの工夫を行う。
- 密集を避けるため、健診会場や更衣場所等に一度に多くの人数を入れないよう、最小限の人数に制限する。
 - ・ 体育館等を会場とする場合は、児童生徒等が適切な距離を保てる人数とすること。
 - ・ 児童生徒等を整列させる際等、1 m程度の間隔をあけること。
- 会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底させる。
- 健診会場や更衣場所等については適切に換気を行う。
 - ・ 2方向のそれぞれ1つ以上の窓又はドアを開け常時の換気を行うこと。
 - ・ 常時の換気が困難な場合、30分に1回（5分程度）、2方向のそれぞれ1つ以上の窓又はドアを開けて換気を行うこと。
 - ・ 体育館等の広い空間であっても上記同様に換気を行うこと。
 - ・ 換気をする際、プライバシーが守られるように十分に配慮を行うこと。
- 検診器具の消毒（又は滅菌）を行う。
 - ・ 特に、児童生徒等の顔や口、眼、手に直接接触れるものについては徹底して行うこと。
 - ・ 器具を準備する際には、マスク等（鼻や口を覆うもの）を着用し、事前に手洗い又は手指消毒を行うこと。なお、使用後の器具（歯鏡等）を滅菌・消毒する際には手袋を着用し、作業後に手洗い又は手指消毒を行うこと。
 - ・ 遮眼子の代用として、ティッシュや個人持ちのハンカチ等を活用するなど工夫して実施することも可能。その際には、眼球を圧迫しないで確実に覆うよう指導するなど、検査結果に影響が出ないようにすること。
- 医師が行う健康診断については、その実施体制や日程等について、学校医・学校歯科医と事前に十分な打ち合わせを行うこと。
- 学校医及び学校歯科医による総合評価について
 - ・ 学校保健安全法施行規則第7条第8項において、「身体計測、視力及び聴力の検査、問診、胸部エックス線検査、尿の検査その他の予診的事項に属する検査は、学校医又は学校歯科医による診断の前に実施するものとし、学校医又は学校歯科医は、それらの検査の結果及び第11条の保健調査を活用して診断に当たるものとする」とあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できていない検査項目等については、学校医又は学校歯科医に丁寧に説明を行うとともに、学校医及び学校歯科医が行う検診以降に実施した検査結果の取扱いについても、併せて打合せを行っておくこと。

◆ 令和3年度について

健康診断は、学校教育活動を行う上で、児童生徒等の健康状態を把握し、必要な措置を講じるという重要な役割を果たしていることから、早期に実施することが求められています。

一方で、令和3年度においても、学校医等も新型コロナウイルスワクチン接種の対応等を行うことが求められる場合など、地域によっては健康診断の実施体制が整わない等の状況も想定されます。

これらを踏まえ、健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。

なお、やむを得ず延期する場合は、以下の①～④を実施し、児童生徒等の健康状態の把握に一層努めること。

- ① 保護者等が記入する保健調査票（心臓疾患に関わる内容等）を丁寧に確認する。
- ② 学校における日常的な健康観察等を実施する。
- ③ ①、②の内容から、学校医・学校歯科医と連携し健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し適切に支援する。
- ④ ①、②の内容や、学校医・学校歯科医による健康相談の結果等を、教職員で共有し共通理解を図る。